

育児に関する両立支援制度の併用について

	育児短時間勤務	育児時間	保育時間	フレックスタイム制	早出遅出勤務	休憩時間の短縮	休憩時間の延長
育児短時間勤務		×	△ ※ 1	○ ※ 2	×	△ ※ 4	△ ※ 4・5
育児時間	×		△ ※ 6	○	○	△ ※ 4	△ ※ 4
保育時間	△ ※ 1	△ ※ 6		△ ※ 1	○	△ ※ 4	△ ※ 4
フレックスタイム制	○ ※ 2	○	△ ※ 1		×	— ※ 8	— ※ 9
早出遅出勤務	×	○	○	×		△ ※ 4	△ ※ 4
休憩時間の短縮	△ ※ 4	△ ※ 4	△ ※ 4	— ※ 8	△ ※ 4		△ ※ 10
休憩時間の延長	△ ※ 4・5	△ ※ 4	△ ※ 4	— ※ 9	△ ※ 4	△ ※ 10	

- ※ 1 1日の勤務時間によっては保育時間が1日1回（30分以内）となる場合がある。
- ※ 2 育児休業法に基づき任命権者の承認を受けた内容に従ってフレックスタイム勤務を行う。
- ※ 3 職員が希望する時間帯において勤務することも育児短時間勤務の内容であるため、併用はできないが、現に育児短時間勤務をしている者が勤務時間帯を変更したい場合には、新たな内容の育児短時間勤務の請求をすることにより対応が可能。
- ※ 4 併用する制度の承認後に休憩時間の短縮・延長の手続を行う場合、承認されていた勤務時間が変更されることに伴い、併用する制度について、再度請求が必要となる場合がある。
- ※ 5 育児休業法第12条第1項第3号及び第4号の規定により、1日につき7時間45分勤務する場合に限る。
- ※ 6 第1号育児時間は、1日2時間から保育時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた範囲内で取得可能。
- ※ 7 フレックスタイム制の活用により対応が可能（コアタイム等、フレックスタイム制の基準を満たすことが必要。）。

- ※8 フレックスタイム制を活用すれば、休憩時間の短縮の特例によらずとも、休憩時間を30分又は45分とすることが可能。
- ※9 フレックスタイム制を活用すれば、休憩時間を延長することが可能。(休憩時間の延長の特例(「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」第6の第3項(2))とフレックスタイム制の併用は不可)
- ※10 休憩時間が複数回置かれている場合。